

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除（若年者納付猶予・学生納付特例を含む）を申請することができます。

平成26年4月からは過去2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請ができるようになりました。

失業などの特例免除の対象期間も拡大され、平成26年4月からは、災害・失業などの

前月から災害・失業などがあつた年の翌々年6月までが対象となります。

ご注意ください

○2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができませんが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や、失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

○申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

問い合わせは 保険年金課 (☎22-11118)へ

ごみ収集作業補助員（臨時的任用職員）を募集

募集内容 5月から環境管理事務所において、臨時的に勤務する作業補助員

応募資格 昭和27年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方

採用予定人員 2人

賃金 月額9500円

勤務時間 原則として月曜日～金曜日の午前7時30分～午後4時15分

申込方法 人事課備え付けの「申込用紙」に必要事項を記入のうえ、人事課へ申し込んでください。「申込用紙」は、

4月8日(火)以降にお渡しします。

申込期間 4月8日(火)～17日(木)の午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

試験内容 面接試験および体力テスト

試験日 4月20日(日)

※記載された個人情報等は目的以外に使用しません。

勤務条件等問い合わせ 人事課 (☎22-11112)へ

税務課からのお知らせ

平成26年度固定資産評価証明書等の発行時期

発行予定日

▼固定資産評価証明書 4月1日(火)～

▼固定資産公課証明書 4月4日(金)～

※証明書発行時に本人確認を実施しますので、公的証明書(免許証、保険証等)をご持参ください。

固定資産縦覧帳簿(土地・家屋)の縦覧

平成26年度の固定資産の価格(評価額)を次のとおり縦覧に供します。

期間 4月1日(火)～30日(水) (土・日・祝日は除く)

午前9時～午後5時

場所 税務課固定資産税係 縦覧できる方 固定資産税の納税者や代理人

持参物 本人確認ができる公的証明書(免許証、保険証等)と印鑑。代理人の場合は委任状も必要です。

手数料 縦覧帳簿の縦覧は無料。また、名寄帳(ご自身が納税義務者となっている資産の一覧表)の閲覧についても、縦覧期間中は手数料が無料(ただし、コピー代は1枚10円が必要)となります。

問い合わせは 税務課 (☎22-11114)へ

平成27年

成人式実行委員を募集

成人式に参画していただける運営スタッフを募集します。

募集内容 ▼新成人(平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方) ▼市民スタッフ ▼高校生スタッフ

内容 成人式の企画・運営(会議は5回程度を予定)

申込締切日 4月17日(木)

申込み・問い合わせは 最寄りの公民館または生涯学習課

(☎22-3391)へ

水道部からのお知らせ

水道メーターの交換

交換する際は各戸に事前に通知します。

交換予定地区 富岡町、見能林町、羽ノ浦町、那賀川町(平島・今津)

交換予定期間 4月～平成27年3月

水道料金の納期内納付にご協力ください

水道事業は市民の皆さまからの水道使用料金で運営しています。

節水にご協力ください

水は日常生活に欠かすことのできない限りある資源です。

問い合わせは 水道部業務課 (☎22-0587)へ

量水器の位置確認の調査にご協力ください

上水道情報管理データを整備し、上水道施設の適正な管理と復旧作業を迅速に行うための立ち入り調査を行います。調査を行う際は事前にお知らせしますので、ご協力ください。

調査地区 中林町、才見町、辰己町、向原町、黒津地町、福村町、豊益町、畷町

調査内容 道路内の水道管の埋設位置や弁栓類の調査、各戸の量水器の位置確認

期間 4月～7月(予定)

※調査員は阿南市水道部委託者の腕章をつけ、調査業務従事者の証明書を携帯しています。ご不明な点がありましたらお尋ねください。

問い合わせは 水道部工務課 (☎22-3295)へ

人権教育・啓発

阿南市における人権教育及び人権啓発に係る調査及び研究に関する活動費補助事業

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決のために、人権教育・啓発に係る調査・研究活動に対し補助を行うことにより、市民が自ら学び、差別をなくす実践につながることを目的とします。

補助対象事業 実施主体の自主的な企画による人権教育・啓発に係る調査・研究活動を目的とした事業

申請期間 4月1日(火)～30日(水)

補助金の交付対象、申請方法、補助対象経費、補助金額等についてはお問い合わせください。

第1回阿南市人権教育・啓発市民講座

日時 4月21日(月) 午後2時～3時30分

場所 文化会館1階 視聴覚室

演題 「身近な人間関係と女性の人権」のびのび自分らしく暮らしていますか？」

講師 ウイメンズカウンセラー 河野和代さん

※託児あり(要申込み…4月14日(月)まで)

問い合わせは 人権・男女参画課 (☎22-3094) へ

パートナースhipセミナー 男性料理教室(前期) 参加者募集

男女が共にいきいきと生活できる男女共同参画社会を実現するためには、まずは家庭から。お互いの仕事を見直すために、料理からチャレンジしてみませんか。

開催日 5月15日(木)・21日(水)・28日(水)・6月3日(火)・12日(木)

時間 午前10時～午後1時

場所 ひまわり会館3階 グルメルーム

募集定員 20人

参加費 1回500円(材料費として当日集金)

申込方法 住所・氏名・年齢・電話番号を記入のうえ、5月7日(水)までに、電話、ファクシミリまたは、はがき(当日消印有効)でお申し込みください。

※いただいた個人情報は目的以外には使用しません。

申込み・問い合わせは 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 男女共同参画室 (☎22-7401・FAX 22-4785) へ

国民健康保険加入の70歳から74歳の方の窓口負担

70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることになりました。見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から、段階的に実施されることになりました。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。(例えば平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月診療から2割負担になります。)一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。(平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎えた方は、これまでの3割負担から1割負担になります。)一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

問い合わせは 保険年金課 (☎22-1118) へ

… 第38回成人大学受講生募集 …

受講資格 学習意欲のある人

募集定員 130人(定員を超える場合は抽選を行い、開講通知の案内をもって当選案内とします)

受講料 年間1,500円(調理実習、現地研修などは実費負担があります)

申込方法 はがきに住所、氏名、フリガナ、電話番号、携帯電話番号を記入のうえ、4月18日(金)までにお申し込みください。電話での申込みは、受付していません。

※いただいた個人情報は、目的以外には使用しません。

申込み・問い合わせは 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 生涯学習課 (☎22-3391) へ



平成26年度 阿南市成人大学講座実施計画

講座	日 時	テーマ	場 所	内 容	講 師
第1回	5月22日(木) 18:30～	◇開講式	ひまわり会館 ふれあいホール	未 定	美波町長 影治信良さん
第2回	6月17日(火) 19:00～	歴史	ひまわり会館 ふれあいホール	蘭学者 橋本宗吉(曇齋)の一生と背景	阿南市史編さん室長 古川良夫さん
第3回	7月5日(土) 19:00～	天文	ひまわり会館 ふれあいホール	JAXA講演会	JAXA講師
第4回	9月17日(水) 19:00～	自然	ひまわり会館 ふれあいホール	渡り蝶「アサギマダラ」とフジバカマ	アサギマダラ愛好家 撫中義美さん
第5回	10月上旬	現地研修	大阪府	未 定	
第6回	11月22日(土) 10:00～14:00～	調理	ひまわり会館 グルメルーム	健康食	食生活改善推進委員 井村玉恵さん
第7回	12月14日(日) 9:00～	人権フェスティバル参加	文化会館 夢ホール	未 定	未 定
第8回	平成27年1月24日(土) 13:30～	生涯学習推進大会参加	未 定	未 定	未 定
第9回	2月4日(水) 18:30～	健康 ◇閉講式	ひまわり会館 ふれあいホール	健康寿命をのばす運動	徳島大学大学開放実践センター 教授 田中俊夫さん

貸入の承諾書

⑦登録証の写しおよび登録浄化槽管理票(C票)

⑧浄化槽設備士免状および小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会受講証の写し

⑨機能保証制度に基づく保証登録証の写し

⑩浄化槽法第7条および第11条検査手数料払込証明書

⑪補助金交付申請者本人の最新の納税証明書(市区町村が発行するもの)

⑫環境保全課(☎22-3413)へ

申請先・問い合わせは 環境保全課(☎22-3413)へ

手話奉仕員養成講座 受講者募集

聴覚障がいがある方の社会参加促進を目的に、コミュニケーションを円滑に行えるよう支援するため、手話奉仕員養成講座を実施します。

対象 市内在住の方でこれまでに受講されていない方

日時 5月13日(火)～10月21日(火)の毎週火曜日 午後7時～9時

場所 ひまわり会館 21世紀室

内容 入門課程講習(講義3回・実技20回)

受講料 無料(テキスト代必)

阿南警察署だより

自転車の2重ロックの励行

入学シーズンとなり、新たに自転車を購入されたお子さんも多いと思います。大切な自転車を盗まれないよう、備え付けの鍵以外にワイヤー鍵等で2重ロックに努めてください。

問い合わせは 阿南警察署 (☎22-0110) へ

あぶない!こんなに事故が

交通事故	件数	151件(359)
	死者	0人(0)
	負傷者	18人(56)
救急	件数	264件(585)
	搬送人員	248人(565)
火災	件数	3件(7)
	損害額	0円(0円)

●阿南署管内平成26年2月分合計 カッコ内は1月からの累計

市の業務に関する「Q & A」をホームページに掲載しました

市民の皆さまから電話や電子メール等でお問い合わせいただいたことについて、一問一答形式でご覧いただける「阿南市 Q&A」を追加しました。市役所へお問い合わせの際にご利用ください。トップページからご覧いただけます。



クリック
阿南市 Q & A
問い合わせは
I T 推進課
(☎22-1117) へ

東京アラカルト

阿南市東京事務所の活動や、東京で活躍する阿南市出身の方々などを紹介するコーナー

「阿南ちゃんぽらん会」



今回は、東京・阿南ふるさと会の若手グループ「阿南ちゃんぽらん会」を紹介します。昨年3月、阿南市東京事務所の呼びかけで集まった、24～35歳の若者が意気投合して結成されました。メンバーの顔ぶれは会社員、公務員、起業家、飲食業、俳優、ライター、弁護士など多彩で、情報交換やふるさと阿南市を応援する活動を展開しています。

昨年8月の麻布十番納涼祭り「おらがくに自慢」では、メンバーの1人が経営するバーで研究・開発したスタチ、やまもも、ブルーベリーのカクテルを販売したところ大好評で、若い力で阿南市を大きくアピールしてくれました。現在は、NPO法人設立に向けて申請中で、活動のモチベーションはさらに高まっています。会長の吉田全利さん（32歳・江東区）は、「阿南市のPRはもちろん、将来はイベントや研究会の企画、特産品の通販のほか、阿南市から上京してくる若者たちの相談事業にも取り組みたい」と意気込んでいます。去る3月29日には、桜の名所・芝公園で「花見大会」を開催し、東京で新たな生活をスタートさせる仲間を歓迎しました。

誰が名づけたか「阿南ちゃんぽらん会」、その名前のウラには「大きな夢」が秘められているようです。

阿南市東京事務所



【後期高齢者医療制度】保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成26年度および平成27年度の保険料率（被保険者均等割額・所得割率）が決定しました。被保険者一人一人に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

被保険者均等割額 51,273円（被保険者全員が等しく負担）

所得割率 10.02%（被保険者が所得に応じて負担）

【保険料の計算方法】

被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額57万円です。（平成26年4月1日から、保険料の上限が年額55万円から57万円に引き上げられます）

保険料 = 被保険者均等割額51,273円 + {(総所得金額等 - 33万円) × 所得割率10.02%}

【保険料の軽減】

所得の低い方および国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない（年金収入80万円以下）	9割
33万円以下	8.5割
33万円 + (24万5千円 × 被保険者数) 以下	5割
33万円 + (45万円 × 被保険者数) 以下	2割

所得割額の軽減

被保険者の基礎控除（33万円）後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除（33万円）後の総所得金額等	所得割の軽減割合
58万円以下	5割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象です。

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

問い合わせは 保険年金課（☎22-8064）または徳島県後期高齢者医療広域連合（☎088-677-3666）へ

美しいあなを求めて ～下水道～ 連載②

公共下水道供用開始区域が4月1日から広がります

公共下水道を使用できる区域（供用開始区域）に該当する方は、お早めに下水道に接続してください。接続工事は、必ず排水設備指定工事店（市ホームページ掲載）に依頼してください。一定期間内に下水道へ接続される方（新築を除く）には、助成金制度を設けています。

また、平成26年度供用開始区域の土地について、受益者負担金の徴収猶予を受けられている方は、未供用による猶予が取消しとなり、8月から徴収開始となりますのでご確認ください。なお、平成25年8月以降に、土地の売買や相続等により受益者が変更になっている場合は、下水道課までご連絡ください。

問い合わせは 下水道課（☎22-1796）へ



平成26年4月1日から供用開始区域

凡例

道路	—
JR軌道	—
事業区域
これまでの供用開始区域	■
今回の供用開始区域	■